

伊方原発訴訟判決をめぐって

座談会

司会・東京大学教授

雄川一郎

東京都立大学教授

下山瑛二

理化学研究所

槌田

敦

東京大学工学部教授

都甲泰正

一 裁判での争点

(1) 事件の経緯

雄川 ご承知のように、いわゆる伊方原発訴訟に関する第一審の判決（昭和五三年四月二五日松山地裁判決）が出まして、結果は政府側といえますが、あるいは実体的にいえば電力会社側ということになるのかもわかりませんが、被告の勝訴になりました。

原告側としてはそれに不服で、控訴する模様でございますから、この判決でこの事件に決着がすぐつけられたというわけのものではありませんけれども、この判決はいろいろな意味で各方面から注目されたところでございます。「ジュリスト」でも訴訟事件ということですから、

当然関心を寄せるべき問題で、この判決については、この号で特集をいたしました。法律家、あるいは科学者の専門的な立場からの論説が載せられております。

そこでこの席では、私どもと言いますか、私は法律家のほうでございすけれども、法律家は法律家なりにこの判決を讀みまして、いろいろな感想、あるいは疑問という点があり得るわけですし、科学の方面の先生方にとっても同じことがあろうと思われますので、そういう点についていろいろな感想なり、あるいは疑問なり、そういう点をざっくりばらんにお話いただきまして、本判決で扱われた問題の周辺を探ることにはと思っております。

で、どういう趣旨の判決が出たかということを最初に取り上げることにはしなければならぬわけですが、この事件はごくかい摘んで経緯を言えば、四国電力のほうから原子炉等規制法二三条一項に基づき、設置許可の申請が出まして、それに対して、内閣総理大臣が設置許可の処分をいたしました。その処分に対して、地元の伊方町ないしはその周辺に居住している幾人かの人たちから、内閣総理大臣に異議申立てをし、これは行政不服審査法による異議申立てであり、それが棄却されたので、そこでこの設置許可処分の取消の訴えを提起したというのが本件でございます。

とをごくかい摘んで下山さんと説明いただけませんでしょうか。

(2) 裁判所の判断

下山 一般に言われておりますように、この判決は大まかに分けまして三つの点を含んでいと思われます。第一が原告適格性の問題ですし、第二の点が手続の問題ですし、第三の問題が実体法上の判断に関する問題だろと思ひます。

第一の原告適格性につきましては、被告側は原告適格性がない、したがってこの訴えというものは却下すべきだという主張をしていたのに対し、判決はやはりこの放射能というものが事故ある場合において多量の放射性物質を放出することになり、それによって障害を受ける可能性があるために、そういう周辺住民と

いうものは、やはり原告適格性を持つて
いるのだとして、原告適格性を認めまし
た。この点、原子力関係についての、初
めての判決であるだけに、原告適格性を
認めたということは注目に値するものと
思います。

第二に手続の点ですけれども、手続に
関しては原子力規制法および原子力委員
会設置法という所定の手続によって進め
られたか否か、それに伴って違法があっ
たかどうかという問題ではなく、一
つ注目されましたのが、憲法三一条に違
反するかどうかという点でありました。

憲法三一条問題を含め、手続に違法、
違憲性があるかどうかという問題は、原
告側は、行政庁から、その周辺住民が十
分な説明を聞いていない、突然そういう
判断を下され、押しつけられたのだ、また
こういう危険物を設置する場合には、そ
の資料を全面的に公開したり、あるいは
公聴会を開催したり、あるいは告知・聴聞
の機会を与えるべきだ、それゆえ公正な
手続を欠くという主張をしていました。
これに対しこの判決は、先ほど言いま
したように、原子力規制法および原子力
委員会設置法の所定の手続によって行な
われたものであって、決して違法、違憲
性の問題は生じないのだとして、政府側
の手続の合法性、合憲性を認めました。
これが第二点だろうと思います。

第三の点は、これは非常に注目すべき

点だろうと思うのですが、実体上の判断
について、裁判所が、自ら安全性に関する
判断基準を設けまして、そしてこの問題
を判断したという点であります。この点
に關しましては、被告側は、非常に高度の
専門的技術性を持った問題であるので、
裁判所はそういう行政庁の判断を尊重す
べきだという主張をしておりました。

そこで裁判所がいったそういう判断
を尊重するという建前で、実体法上の判
断をするのか、あるいは自ら基準を設け
て、そのうえで判断するのか、ここが注
目された点であります。けれども、裁判
所は、明示してはいませんが、一応自分
の基準を立てて判断しました。しかもな
おそれが安全でないという証拠はないと
いう判断を下した点は、非常に多くの人
人が指摘しているように、科学的判断を
裁判所がどこまでできるかという問題に
關連して、極めて注目に値する点と思わ
れます。

なお安全性の判断について、裁判所が
判断したことにつき、実は裁量という問
題と絡んでいろいろの細かい問題が生ず
るわけですが、これはまたあとの機会に
お話ししたいと思います。

二 判決文の読みとり方

(1) 裁判官の判断基準

雄川 いま下山さんの言われた裁判所

の判断の仕方ですけれども、これは判決
文の読み方にもよるし、また読んで見て
も裁判官の真意と言いますか、その考え
方がほんとうにどうだったかという点
は、いま一つはつきりしない点があるよ
うに思うのですが、下山さんは、本件原
子炉の安全性の問題について、裁判官が
自ら判断基準を設けて、それに照らして
安全である、あるいは原告の言うよう
に不安全なものであるかどうかという点
を判断したのだというようにご覧になっ
ておられるようですが、どうも私の感じ
では、確かに判決の文言のうえでではそ
うとれる言い方を方々でしているようで
すけれども、どうも全体の構成を見ると、
裁判官自ら、言ってみれば自己の積極的
な判断として、こういうふうになれば安
全だという基準を設定し、それに照らし
て内閣総理大臣といいますが、具体的に
は原子力委員会ということになるのでし
ょうが、原子力委員会が安全だと判断し
たことはよろしい、原告の方ではこうこ
ういうことで不安全だと言っているけれ
ども、それは採用できない、というよう
な意味での積極的な判断を下しているか
どうかという点、私はちょっと疑問に思
います。

下山 その点ですけれども、被告側が
主張していたのは、もっと積極的に裁判
官というものはそもそもそういう判断が
できない、したがって行政庁が一定の手

続を経て判断している場合においては、
著しい濫用、逸脱がない限り、それは裁判
官がタッチしえないのだという主張をし
てきたわけです。それに比べますと、や
はり安全性について裁判官がこれは相当
であるとか、これは安全でないとは言え
ないとか、こういう判断をしたというこ
とは、何らかの実体的な基準を一応裁判
官として設けて判断しているものと思
います。先ほど最後に言いかけた点です
けれども、裁量を超越したかどうかとい
う点についての基準を設けて裁判所が判
断しているのだらうと思いますが、その
判断をするかどうかということには、や
はり裁判所自身の実体に関する判断基準
というものを立てないといけないでし
ょう。手続的にみて専門技術的なものは一
応尊重して、それを相当と認めるか、あ
るいは実体的判断をするかという問題に
ついて、どちらを取ったかという点、や
はり実体まで踏み込んで判断したもの
と、私は受け取ったわけです。

雄川 いまの点は自然科学の先生方
は、どういうふうにご覧になりましたで
しょう、都甲さんいかがですか。

都甲 裁判所が判断基準を自ら作っ
て、判断を示したというご解釈ござい
ますが、私も素人なりに判決文を読んで
見ますと、「相当である」とか、そうい
う言葉が各所に使われておりますので、
国の言っているまま、国の言っているこ

とが妥当であるというふうには裁判所が言っていないのではないかと感じを受けられるのでございます。

雄川 やはり裁判官自らの判断として、こういうことなら安全だということですか。この場合の安全という意味には問題がありましようが、完全に安全だということでは必ずしもないようでございますけれどもね。

都甲 たとえば一例を示しますと許容被ばく線量の問題が出ていたと思うのですが、そのまま読みますと「人類に影響があることが判明している最低の放射線量の数十分の一の量を許容量被ばく線量と定めることは違法ではない」とかですね。これはわれわれ科学者の立場では一応そこは容認できるといいますか、我慢

できる線量というふうには解釈しているわけですが、それが違法ではないというふうに判決文で謳っておりますね。一例を上げますとそういうことでございまして、これはある程度判断を示しているのではないと思われましよう。

(2) 判決文の論理

榎田 その点が相当大事な点のように思われます。裁判所は、許容被ばく線量などについて、積極的に判断しているのですが、その判断は、そのつど内容が違っています。まずこの判決は、都甲さんもおっしゃいましたように、「危険の証明のあつた線量の最低値」(判決文Q11②)

- 一 裁判での争点
 - (1) 事件の経緯
 - (2) 裁判所の判断
- 二 判決文の読みとり方
 - (1) 裁判官の判断基準
 - (2) 判決文の論理
- 三 裁判官の科学的判断
 - (1) 証言と反対尋問
 - (2) 証言の取捨選択
 - (3) 証人の地位
- 四 原告適格
 - (1) 原子炉設置の許可
 - (2) 現実に被害が発生する
 - (3) 原子炉設置の基準
- 五 司法審査の範囲
 - (1) 廃棄物、温排水等の審査
 - (2) 原子炉設置許可の内容
- 六 安全性についての考え方
 - (1) 安全性論争の土壌
 - (2) 社会通念としての安全性
- 七 原子力利用と子孫への影響
 - (1) 利益と被害のバランス
 - (2) 原子力発電のリスク
- 八 科学裁判の困難性
 - (1) 証拠から真実を見出す裁判
 - (2) 社会的安全基準の設定
 - (3) 自然科学による安全基準の確立

と言っています。しかし、この数値はこの判決のどこを捜しましても明示されていないのです。数値が何だかわからないということは、判断が中途半端です。それにもかかわらず、「それよりもさらに数十分の一の低い線量限度を許容被ばく線量と定め……右許容被ばく線量は人類に對する危険の証明のない線量」(Q11②)と断定しています。だからそういう意味で下山さんの言われたとおりのところが一つあるわけなんです。

ただ危険の証明のある最低値というものを認めるかどうかというのはいま非常に疑問があり、いろいろ問題があるので、この点はちょっと先に飛ばして論理だけしていきます。

ところが、この許容線量についての判断は、いつの間にか変わってしまいました。たとえば、「告示所定の許容被ばく線量は危険なものとは見られない」(Q11③)と変わってしまったのです。つまり「証明」という言葉がどこかへ飛んでしまったのです。

「証明」という言葉があるかないかで、論理内容はまったく違います。つまり危険がないということは安全だということと同じですが、危険の証明のないことは、安全ということと同じではなく、このすりかえは、詭弁術のひとつです。

そして、更に判断の基準は変更されま

ける被曝評価値は現在の知見のもとでは人類に対して何らかの障害を与えると考えられる放射線量ではない」(Q11④)とまたも論理がすり変わってしまったのです。このように自然科学者の常識としては全くかけ離れた判断基準を裁判所がお作りになったということになってしまっています。微量放射能を安全だと言っているのかもしれませんが、これでは勇み足が過ぎています。まさか科学者がこういうようなことを言うはずがありませんから、私としては非常に疑問に思ったのですが、いかがでしょうか。許容被ばく線量などについて、判決は論理の点で二回すり替えがあるように見えるのですが。

雄川 この判決の中で、そういう科学問題に対する裁判官の判断というか、論理の筋を追ってのべている箇所が方々にあります。そのなかには専門家からご覧になりますとおそらくおかしいと思われる点がありましようね。その結論の是非はともかくとして、その筋が……。

榎田 いま申し上げたかったのは、つまり裁判所が判断の基準を設けたのかどうかということなんです。設けたかどうかという点でみますと、これは設けたとしか考えられないのです。この点では、雄川 やはり設けたということでしょう。

榎田 ただしその設けたのが論理として正しくない、つまり証言のあった内容

から離れて二段跳びになっているのではないかとこのことを申し上げたかっただけです。

雄川 そうなりますと、この判決が出たときに新聞等に出たことですが、この判決の結論といえますか、そういう点に關する基準の立て方、それから基準に照らしてなした判断の適否という問題は別として、この判決自身は、原子炉の安全性を確認したものだというようなことがよく言われているのですが、その限りではそういうことになるのでしょうか。

下山 どうもいま雄川さんの言われたように、裁判所がかなり自信を持って現在のデータでは安全だという科学的判断を下してしまつたということが、この判決の非常な特色のように印象づけられたのですけれども……。私は素人ですが現地で問題になつた一つの点として、地震に關するいわゆる中央構造線の問題があります。これについて、敷地沖合五〜八キロメートル以内に入る可能性は少ないという具合に極めて大胆な判断を下してしまつているのですね。ここは専門家の間で非常に論議的になつてきている点なのに、裁判官が勇敢に判断を下してしまつており非常に氣になっています。

三 裁判官の科学的判断

雄川 私の読み方はちょっとその点で

は違ふのです。これはある意味では感覚の問題かも知れませんが、それは一つは私の前提が、こういう原子炉の機構とかその科学的な仕組、そういうことはこの事件の裁判官としてそれは、いふん勉強されたことではしょうけれども、しかしいくら勉強してもそれは法律家にはわかるというところまでは行くまい、わかるというのとは本当の意味で科学的に理解をする、或いは自家薬籠中のものにす

るということですけれども、それはおそらく率直に言えば、わかるはずのものではあるまいということがあるのです。私だつて原子炉や東海村等に見学に行つたことがあります、そこで説明を聞きますと、ああ、そういう仕掛になっているのかということとはわかると言えはわかりませんが、しかしそのことは理解をする、verstehen するというのでは全くないわけですね。おそらく本件の裁判官だつて、こう申しては大変失礼かと思ひますけれども、もともと、私のいうか、或は社会の一般人の持つてゐる物理学や地震の知識とそんなに違ふ知識をもつておられたわけではあるまい。そういう意味では素人の域を出ないわけですね。原告、被告双方のこういつた科学的な論争を聞いて、その意味を理解することはできるようなりましょうし、またそれは必要なことでしょうが、自分で

主体的にその是非を判断して、この点については原告側の言い分が科学的に正しく、この点については被告側の言い分が正しいという科学的な判断をすることでは、まずできるはずはあるまいという前提が一つあるわけですね。

そういう目でこの判決を見ますと、なるほど被告側といえますか、政府の側でこういう手続で審査をし、こうこうこういふふうなことで安全だということは相当であると言ひ、それで原告のほうでそれに反することを主張しているけれども、それは採用しないと言つて、いかにも判断をしているような形になつてゐる面はありますが、しかしそれは裁判官が自らの科学的判断としてそういうことを言つてゐるわけではないのではないかと。簡単に言つてしまえば、許可をしたほうの側でこういう基準に照らし、あるいはこういう資料に基づいて判断をしてゐる、それに対して原告側がそれを攻撃してゐるけれども、それが明白に素人が見てもその攻撃は当るといふのならこれはまたひっくり返すこともあるのではないかと、そういう意味で許可をした側の安全性判断を覆すほどのものはない、そういうトーンですうつと判示しているような気が私にはしたわけですね。その限りでは、この種の事件に対する裁判官の判断としては精一杯ではないかという感じがします。

下山 判決の実際上の組み立て方、あるいは論理構成はいま雄川さんが言われたような形で、進められているわけですね。しかし形式的、あるいは表見的にはいかにも自らの判断で下しているようになつてゐる。被告あるいは原告のデータに対して、どれを取るか、どれを捨てるかという判断は一応している。裁判官のたてた取捨の基準は必ずしも明確には提示されていないけれども、何らかの形で自分が基準をたてて取捨しているわけですね。したがつて、表面的には雄川さんが言われたように、行政庁の判断について、明白に逸脱、あるいは濫用がないから、そのデータを採用するとは言つていないと受け取られます。だけど実質ではそれに等しいことをやっている。そこにこの論理構成のなにか辻褃が合わなくないかという原因があるのではないかと気がしてなりません。

(1) 証言と反対尋問

樋田 いま雄川さん、下山さんの言われたとおりの印象を私も持つわけなんです。先ほどの許容線量の場合と、そのほかいくつかの部分だけが特殊な例でありまして、全体としての構成はいま両先生の言われたとおりでないかと思うのです。「原則として国側の証人の証言を事実として認定する」とこれがまず第一で、その次に「上記認定に照らし住民側

証人の証言は採用できない」と断ずる。第三番目、「よって住民側証人の証言による住民側の主張には理由がない」と断ずるところという構成になっているのではないかと思うのです。

雄川 そういう構成になっていますね。

樋田 こういう構成について私自身としては不当だと思うのですが、これは一貫して成立すると思いますと、これはやはり住民側は国側の論理が崩れなかつたという意味で、成功しているとは言えないということになるのではないかと思うのです。ところがここに二つだけこの論理の弱点があるように思うのです。それは国側の証人の証言が反対尋問で崩れたらどうなるのかという問題なのです。矛盾を生じた場合にどちらを取るかということになってしまふのです。

もう一つの点は住民側の証言に国側が反証できなかったらどうなるのだろうかという問題が生じてしまう、この二つの場合がこの裁判の中でどのくらいあったのだろうか、それがなかったのだろうかということがどうもこの裁判のポイントのように思うのですが、いかがでしょうか。

(2) 証言の取捨選択

雄川 いまの点、これは下山さんがどういう感想を抱かれたのかお伺いしたい

と思いますが、その前にいま言われたことについての私の感想ですが、これは法律家の方ではこういうことはごく当たり前のことなんです、普通の裁判でも相反する証言が出るということはいくらもあることなんです。その場合、裁判官のいわゆる心証で、この人の証言を取り、この人の証言は取らないということをするのは、これもごく普通のことなんです。それが、社会の一般の知識経験によって事実の存否を知り得るといふ意味での普通の事件ですと、それこそ証拠の取捨選択は裁判官の本職であって、少し極端な言い方をすると、その取捨選択についてはある意味では裁判官は神さまと見てもいいわけなんです。それで、それなりの基準があって、それに照らしてこういう証言は信用できないけれども、こういう証言は信用できないという判断をするのです。

ところがこういう科学的な問題になりますと、甲の証言を取り、乙の証言を捨てるという基準を立てるといふこと自体、普通の証言の取捨選択とはちょっと違う問題があるような気がするのですね。

下山 おっしゃるとおりだと思います。しかし訴訟過程においての政府側の主張とそれを突き崩す原告側の主張というもののやり取りの間において、政府側が、終始論理的に納得しうるよう主張

を展開してきたかという点、疑問に思われます。これは私が準備書面を読んだかぎりでの印象ですが、政府側は最初は絶対的な安全性を主張していたわけですが、ところが方々で原子炉の事故が報道され始め、そこで訴訟上のポイントを変えてきた感じがします。だからそういう意味ではいったい政府側の立証の間に、そもそも終始論理一貫して、そして十分な安全性のデータを出し、それを裁判所に尊重せしめるような、立証作業をずうっと貫徹してやってきたかという点、訴訟過程を見ているかぎりでは私には疑問に思えます。

雄川 いまのような問題は都甲さんはどういう感想をお持ちでしょうか。多少これは法律的な問題になるのですが。

都甲 最初からあまりフォローしておりませんでしたので、ちょっと……。

雄川 確かに判決文を読んで見ますと、少なくとも文言のうえでは下山さんの言われたように、自ら積極的に判断をしているというふうなところは処々方々に見えますね。私などは法律家は法律家でも、本件の実体問題については何ら専門的知識を持っていないものからみると、こういう言い方をほんとうに法律家ができるのかなと思うような箇所がありますね。

(3) 証人の地位

下山 おっしゃるとおりですね。これは雄川さんと同じ感想を原告の弁護団も持っているのです。今度の判決は実体に着目して、自ら判断をしているような形をとりながら、国側の主張を採択しただけではないかと、言っているようです。

雄川 ちょっと先の問題になりますけれども、裏返しますと、原告側の主張として、いったいそういう主張をして裁判官に判断してもらえる主張なんだろうかという気もしたわけですが……。

下山 これは、みなさんが言われているように、いったい科学裁判の問題を裁判所でどこまでタッチして、どういう判断を下せるかということになり、座談会の結論のところで論議すべきことになると思いますが、結局そこへ行き着いてしまふようです。

樋田 結論の話にいく前に先ほどのところの問題ですね。こうなったときには裁判官はやりようがあるのではないかと思うところがいくつも見当るわけです。たとえば国側の証言に矛盾があるので、この判決理由の中から捜しますと大きな矛盾が全部で三つあるのです。

一つは原子炉の立地審査のところ、二つは「右認定に反する証人内田の証言は採用しない」(Op.c)といふのがあります。

内田という人は国側の証人で、立地審査

を判断する安全審査会の会長なんです。つまりこの審査をやる一番のポイントの人なんです。ポイントの人の証言を採用しないはずばつと書いてしまっている。そうしますと何がいったい審査の基準だったのか、読んでいて非常に疑問に感じてしまったということが一つある。

それからもう一つの点は LOCA 時の被覆管の健全性の問題を扱っているのですけれども、この LOCA 時というのは冷却材喪失事故の場合なんですけれども、このときに判決の中ではこう扱っています。「証人三島は被覆管の LOCA 時における破裂は多くて四割ぐらいある旨証言するが、前示認定に照らし採用しがたい」(C-36)とあるのでですね。この

三島という人は原子炉燃料の専門家で、三島さん以外に燃料関係者はいないので。そうしますと一番燃料について詳しい人の証言をすばり切ってしまうというのはいったいなんだろうか。

それから三点目と申しますのは、安全審査において、仮想事故として炉心溶融を考えるかという問題ですが、このところでは判決で「仮想事故として炉心溶融に至ることまでは想定するが、更に格納容器その他の……健全性を失う事態までは……予定しておらず、従来の……立地審査においても右立地審査指針制定者の解釈によることが定着していたと認められる。」(C-36)と書いてありまして、

伊方の審査ではどうだったということが書いてないのです。そこで内田さんの証言録を読んでみましたら、反対尋問に答えて「審査会では仮想について炉心が溶融するという仮定はとっておりません」と言っています。三島という人も反対尋問で同趣旨の証言をしているわけです。定着なんかしていないのです。過去の事実だけをくわしく述べることによって、この場合もあたかもその通り進行したかのように思わせる術は一種の詭弁ですね。

そして炉心溶融が起こればどういふことになるかということについてはやはり内田さんが反対尋問で証言していらっしやいまして炉心溶融したのちのシークエンスとしては、たとえば格納容器の底を貫くとか、水と反応して爆発するだとか、圧力で壊れるとかいろいろな事故を想定して考えているという内容の証言をしておられるわけです。

つまり仮想事故で炉心が溶融したら爆発みたいなことが起こってしまう。ですから先ほどの「格納容器の健全性を失う」という想定はしておらず」なんていうことが定着しているということになっていないのです。そういうことが判決の中にいっぱい出てきますと、国側の証言で、先ほど雄川さんがおっしゃいましたように、単純にこっちかこっちかという問題ではなくて、安全審査会で一番権威があ

る人が反対尋問で証言したことがばつさり切られてしまう。これでも裁判というものはそのんなものだというふうに思うのでしょうか。

雄川 いまのお話をうかがっているかぎりでも、要するに私の知識をもってしては理解できないことが含まれているのです。ですから本件が争われたのはご承知のように安全論争という言葉がありますけれども、結局原子炉の安全性、言い換えれば科学問題であったのですが、専門家からご覧になると、この判決の判示のしかたには、それぞれの理論に照らしてみるとそれはおかしいところがあるのは、どうも当り前でやむを得ないことではないかという気もするのです。

都甲 いまの点で技術的な解釈としてはお答えできるのですが、ただ裁判官がどう書き替えておられるかというのはちょっと判決文を見ただけではよくわからないのですが……。

樋田 ただ、私が言いましたのは証人の地位というか、おかれている位置ということを考えると……。

都甲 証言をするときの記憶違いといふことがもし証言しますとあとから訂正できませんね。そういう場合に裁判官が別途調査なり、あるいは国側のほかの証人の証言のほうを採用するということはおそらく得るのではないかと思うのです。先ほどの四〇パーセントというのも

やはりそのとき勘違いされたのではないかと思いますけれどもね。最大四〇パーセントと言っておられますか。

樋田 そうです。三島さんの証言では多くて四〇パーセント。

都甲 それでは間違っていますね。

樋田 そのとおりではないでしょうか。だからこれは常識としてそのとおりのはずなので、それを証言されているのが……。

都甲 最初の判決文の C-1、これは内容はどういふことなのでしょう。

樋田 これは立地審査を判断するところの安全審査会のことですが、その C-1「は悪い文章で読み取るのに苦労したのですけれども、つまり地震のことだとかを調べなくてもよくて、工学的安全が上回っていればよいのだというような全体の方向であったところ、内田証人がおそらく工学と立地とは別のことだと言われたのではないのでしょうか。だから工学的安全の問題と立地の問題とは両方検討しなければいかなのだというふうに言われたのではないかと思うのですけれど、この文章を読む限りにはそういうふうに見えるのです。」

都甲 原則的な立地条件というのは、ここに書いてあるとおりなのです。立地審査指針にも書いてありますからね。どの点が相反した証言になっているかがちょっとわからないもので技術的なお答え

ができないので申しわけありませんけれども。

樋田 ただ内田という人の地位が、伊方原発の安全審査会の会長であるという問題が非常に大事な点ではないかと感じられるからなのですけれども……。

四 原告適格

雄川 それでは多少法律問題に入っていくかと思うのですが、下山さんが最初に言われた、原告適格の問題ですが、都甲さんちょっと疑問がおありのようですが、それを伺わせていただきたいのですが。

都甲 原告適格の問題がそんなに重要なのかなという気がするのですが、たとえば、私が、家の前に自動車がいっぱい通っていると、自動車がいつはねられるかわからないので、極めて危ないから自動車の通行を差し止めてくれということをもし訴えたといえますと、これは原告適格があるのでしょうか。もしそうだとしますと原子力発電所ができたら事故が起こって自分が死ぬかもしれないと思うのは筋が通っていると思うのです。

(1) 原子炉設置の許可

雄川 いま都甲さんの言われたお宅と道路の問題ですが、多少法律的な形で言いますと、お宅の前に道路があり、そこ

にたとえば、バスの路線免許を法律によって行政庁がするわけですが、その場合、お宅の人としては、大型バスに突っ走られたのでは危なくて仕方がない、その許可は違法だから取り消せという訴訟ができるかできないかという問題になると思うのです。これもなかなか難しい問題です。

そういう場合に、バス会社に対して、そんな危ないバスを運転してくれるな、という差止めができるのであれば、これは民事訴訟の問題になるのですが、それとは別に許可の取消を求めることができるかというわけです。これは本件の政府側でもそういうことを言っていた箇所があったかと思いますが、ごくわかり易く言うと、要するに原子炉設置の許可というのは、単にここに原子炉を設けてよろしいということだけに過ぎないので、実際に運転をするのは四国電力ですし、そこから被害が出れば、それは四国電力が運転したことによる被害になるので、それは許可によって直ちにその被害がすぐ直接出るわけではない、あるいは被害の出る恐れのあるような状態がすぐできるわけではない。ですから逆に言えば、許可を受けたからと言って、大威張りで操業できるわけのものではないということがあるわけです。

ば、それは単にバスを運行してよろしい、あるいは運行する権利を与えるというだけの話で、あと安全に運行するというのはそのバス会社の責任であって、こちらの許可に文句をつけられる謂れはないんだという、そういう論法になつてくるわけですね。

都甲 原告適格を判断する根拠に、危険の可能性と言いますか、それがどのくらい大きいかというのが結局きいてくるわけでしょうか。

雄川 その問題が本件でも実はあるのですね。これは、法律のほうの専門家の方々には申しあげるまでもない事柄になるわけですが、よくあります問題は、自分の家の隣に、いわゆる違法建築が建つて、その日陰になるというような場合、その建築許可と言いますか、正確に言いますと確認ですが、その建築確認の取り消しを求める訴訟、要するに行政庁が違法に確認を与えて、そこで家が建つと自分の日陰になる、そこでその確認は違法だから取り消せ、というたぐいの訴訟はよくあります。これに原告適格があるかどうかというのは、議論のあるところですが、その議論は本席ではいたしません

が、ただ、いまの裁判所の考え方は、だいたいそういう場合に、原告適格を認めているわけなんです。本件の場合も、要するに原子炉の許可が下りる、そこに原子炉が建つ、そうするとこういう危険状

態に曝される、あるいはもし現実に事故が起こればひどい目に遭うという理屈になつてくるわけですね。そこで、この伊方の判決が出る前に、いろいろ新聞に予想記事等々が出たようですが、私の聞いているところでは、だいたい新聞関係では、たぶん原告適格論で門前払いをするのではないかと、いう予想を新聞記者の方方はしていたと言っています。

下山 そうでもないのではないですか。

雄川 いや、私の聞いたところではそうだと思いますね。

下山 いろいろな予測がありました。が、文書提出命令が認められたから、ジャーナリスト関係では、判決直前には、おそらく九〇パーセントはもう門前払いしないだろうという予測をたてていたように思いますが。

雄川 事実はどうかわかりませんが、私の聞いているところでは、新聞社のほうで少なくともそういう予想をしていたところがあつたそうです。それはともかく、私の予想としては、結論のよしあしは別として、恐らく原告適格は通過するだろうと予想していました。それはいままでのそういった判決の傾向からすると、そうなるだろうということだったので、

都甲 原告適格がない、ということになりますと、ほんとうの門前払いで、あ

とは何もないわけですか。

(2) 現実に被害が発生するか

雄川 その点がまた問題がありました。その点を都甲先生に確認したいというふうに実は思っていたのですが、いまの、隣に違法建築物ができて陰になる、という場合と、この本件の場合とで、形は同じなのですが、ただ違っているところがあるのです。つまり日陰になるという場合には、これはもう現実に日陰になってしまっているか、或いはまた何メートル以上の建物が建ったら陰になるということもこれは明らかにわかるわけです。そういう意味でこれを権利の侵害と言うか、利益の侵害と言うか、それはともかくとして、そういう不利益は現実に出ているわけです。本件の場合には、その点がちよっと違うわけです。原子炉ができて、ほんとうに放射能その他の被害を被るようになるのかどうかということ

は、まだとにかくなんともわからないわけですね。それで国側の言うところによると、原子炉そのものはだいたい安全なのであると主張し、あるいは、それは多少の放射能漏れ等の事故の危険があるかもしれないけれども、しかしそういう点に備えて、周辺を電力会社が土地を買ってしまっただけで、考えられる事故が起こったとしても、そこから外に被害は出ないよになっただけです。ところ

が本件の原告は、その外にいる人たちだと。そうすると、先ほどの例で言えば、現実に陰になる人たち、あるいは陰になってしまふことが確定である人たちとは、違うではないか、というふうな議論があり得ます。本件の被告側ではそういう形ではしておりませんようですが、そういう点があるのです。

雄田 それは、同じようなところもあるのです。それは、放射能が必ず漏れる、という点なのです。必ずそれが漏れまして、その漏れた量が微量だと言うけれども、その微量は必ず受ける。ですから、先ほどの、全然これは被害のない話ではなくて、被害を受けているのだと、こういう問題は残るわけなのです。たとえば、陰になるにしても、その程度の陰なら許されるのかどうかという問題と、その程度の放射能なら許されるのかどうかという問題と、被害の点では、これは同じように思うのですが。

都甲 本筋に入っていくのですが、結局もうちよっと明確な形で裁判所の判断を仰ぐとしますと、一つは、国でいろいろ基準がありますね。たとえば、放射線にしますと、許容レベルを決めてあったり、一般公衆に対して、あるいは新たな指針を作って、それを守りなさいというふうなことを決めたり。だからそれが違法であるかどうかというふうな裁判ですと、これは非常に明確な形で、結論が出

るのではないかと思うのですが。ところがこの安全審査と言いますのは、すべて、ありとあらゆるものが全部基準があつて、それに適合しているかどうかを、つまり物差しがもう全部決つていて、物差しを当ててみるだけとは、現実の問題としましてなかなかないわけですね。

それで安全審査に当りましては、専門家の人の判断を含めて、基準に適合しているという判断をするわけです。今度の裁判所も、結局原告側が原子力発電所の計画全体に対して、ここが危ないんだ、ここが危ないんだというふうな主張をしておりますので、はつきり言うると、裁判所も非常に困るのではないかと思うのです。

原告がたとえば基準を取りあげまして、この基準が違法だというふうな、もっと明らかな形の裁判ですと、もう少し論争点が明確になるのではないかと、という気はいたします。

(3) 原子炉設置の基準

雄田 そういふのが訴えられるのかどうか、その辺の法的な手続は私のほうは全然わからないのですが。今度の訴訟は非常に基準問題というのが大事だと思つたのです。争われているのは、国による原子炉設置の許可が不当かどうかということが争われていたわけで、その許可は原子力基本法の一四条、「国は原子炉建設

を規制する」というのと、原子炉等規制法の一四条一項で四つの基準を設け、「これに適合しなければ、国は許可をしてはならない」という、これ以外に基準はないわけですね。ところが判決は一四条一項ではなくて、規制法の一四条二項にあってはどうかで判断してしまつたのです。つまり規制法の一四条一項で判断しなかつたわけですね。その規制法一四条二項と言いますのは、申請書の様式を決めるもので、基準でもなんでも

ない。もちろん規制法の一四条一項と、規制法の一四条二項というものが同じ内容でしたら、そういうこともあるかもしれないのですが、規制法の一四条二項の二項にはないわけですから、したがって経理的基礎を二四条二項では規制できないわけですね。二四条二項では審査は全然別個のものだ、ということになる、裁判所は、法的な判断を間違っているのではないかと、ということになります。つまり二四条一項で許可したかどうかを判断しなければならぬにもかかわらず、その判断を、二四条二項でやっている。これはいかがでしょうか。こういうことをやってもかまわないのでしょうか。

雄川 いま言われたのは、どういうことですか。

樋田 二四条の一項が許可の基準になるわけです。二四条一項の一・二・三・四号が許可の基準で、そのうちのいま争われているのは、四号です。ところが、それで判断すべきところを、裁判所は、単に申請書の様式を定めた二三条の二項でやっているのです。

都甲 そのあと、原子炉の設置の許可に関する規則ということが書いてありますね。

樋田 その規則の問題は、また別の問題があるのではないかと思うのですが。しかし全く見当違いのことで、違法であるとか、違法でないとかいうようなことをここで言われているとすれば、これはいったいどういうことになってしまっているのだからか。

雄川 二三条の二項のほうは、提出書類ですが、この提出書類に書かれたことを審査するわけですけれども、提出書類に書かれた内容が、原子炉の具体的な内容になるわけでしょう。それが二四条の一項の定め、許可基準に照らして、許可すべきものであるかどうか、という判断を、行政庁はすることになるし、裁判所は、その判断が二四条に適合しているかどうか、という判断をするのでしよう。樋田 問題は、二四条の一項の四号で、原子炉による災害防止上支障のないものであること、という部分なので、これの中に、二三条の二項は含まれ

るけれども、しかし二三条の二項というのは、二四条一項の全部を含まないわけです。その場合に二三条二項記載事項だけで審査したのではだめで、もっと広い概念の審査が必要であったわけですね。たとえば廃棄物の最終処分の問題とか、廃炉処分の問題、立地条件の問題、温排水の問題、がぼつと切られてしまっていて、ということになってしまっているわけですね。

五 司法審査の範囲

(1) 廃棄物、温排水等の審査

雄川 それについての、この裁判所の判断は、これは下山さんということになっていくのですか。

下山 私もその点は、非常に疑問に思った点でございまして、原告適格性を認めながら、しかもなおかつこの温排水だとか、運搬だとか、あるいはその廃棄物の処理等々につきましては、これについては、本審査の対象ではない、という具合に切ってしまったわけですね。一種の、ここだけは門前払いになってしまっただけですね。

雄川 廃棄物の処理の点は、一応入れていくのでしよう。

下山 入れているわけですが、雄川 それは本来審査すべきことだったんだ、という意味では、審査の対象に

しているようですね。下山 廃炉になった場合の原子炉の措置は、これを審査の対象としておりませぬ。

そこで運搬、温排水の影響、それから廃炉になった場合の原子炉の措置、これを安全審査の対象ではない、としたことについては、やはり原告適格性の問題と絡めて、いったい裁判所の審査対象をどこまでにするか、やはり議論の余地が残るのではないかと思います。

雄川 それは、議論の余地はありますね。ただこの裁判所の考え方としては、原告適格を認めた基礎が、要するに周辺住民で、この原子炉から放射能漏れその他の被害を受ける恐れがあるから、ということに、原告適格の基礎を認めたわけでしょう。

下山 ただ温排水になると、やはり同じ論理だと思っております。

雄川 その点は、裁判所の考え方としては、温排水の問題、内海汚染のような問題が原告のほうではとりあげていまして、先ほど言ったような意味での原告適格を基礎づける利益の問題ではないという、そういう考えのようですね。

下山 そうなっていますね。

都甲 原告らがこれを主張する実体的利益というものが……。

樋田 それは瀬戸内海の問題ですね。そうではなくて、廃炉だとか、先ほどの温排水については、そういうふうに判断したのではなくて、それは、審査の対象ではない、という形で判断している。

(2) 原子炉設置許可の内容

雄川 一つは、原子炉等規制法の構造と言いますか、それがどうなっているかということにもよるのでしよう。言い換えれば、この原子炉設置の許可で、どういうことを許可のスコープに入れて判断するか、ということになるかということですね。つまり原子炉ないし発電所のトータルな安全の問題ですと、これはいろいろな法規によって規制されているわけで、原子炉等規制法の設置許可制度はその一環でしょう。ごく簡単に言えば、先ほどのバス会社と同じ理屈で、四国電力に対して、あるいは事業者に対して、これは危険だからその操業を止めろとか、あるいはなんとかしてくれという形でもってきますと、それが安全なものか、危険があるかということは、トータルな形でそこで問題にされるわけです、その全部の点について。

ところが、本件のような形で、許可処分というものを問題にすると……。

下山 しかし、二四条の第一項第四号というのは、災害防止上支障がないというところで極めて概括的に書いてあるので

す。厳密に、その要件を列挙して、それに適合するか否かだけを判断するのではなく、極めて包括的な、災害防止の規定を置いて、それを排除するならば、排除する論理構成をしないと、やはり納得できないですね。

雄川 その辺は、その許可処分のなかにこの法律で何を入れているかという、その解釈問題に帰着することになるでしょう。裁判所は、この許可制度の問題ではない、と言うのですね。

下山 ただやはり、二四条の第一項の第四号というのは、安全性確保の措置を謳ったということ以外に、受け取りようがないと思います。そうすると、安全性に関しての、いわゆる包括的な審査というものが、どこかでなされなければならぬという、そういう……。

雄川 それが、原子炉設置の安全性なのかどうか……。

下山 しかしここでは、原子炉を設置した場合に安全か、という問題として提起されているのですけれどね。四号は「原子炉施設の位置、構造、及び設備が核燃料物質により汚染されたもの、または原子炉による災害防止上支障がないものである」と、設置位置まで含めて極めて包括的に書いてあるのですけれどね。

植田 原子炉が災害の原因になったら困るからというので、二四条二項がある

排水などというのは、これは……。

都甲 それが非常に争われているポイントだと思つたのです。

植田 温排水は原子炉による災害です。この話の中に入っているのではないかと思つたのです。廃炉だつてそうなのだから、この話の中に入っているのではないかと思つたのです。耐用年数は何年で切れるか知りませんが、一〇年ぐらゐから三〇年ぐらゐの間には廃炉になってしまふので、ただちに影響は生じないといつても、一〇年後はもう「ただち」のうちに入つてしまふのではないのでしょうか。裁判だつて四年かかつてゐるわけですから、それから四年かかつてゐるわけですから、そういう意味では、これを審査しなかつたといふことは、やはりおかしいのではないかと思つたのです。

それと、先ほども基準の問題から議論になつたのですが、基準はここに書いてある二三条の二項だけではなくて、都甲さんもおっしゃいましたように、原子炉設置の許可に関する規則などいろいろな規則だとか指針だとかが基準になつてゐるわけだ、たとえばここでも規則の一条二項を許可の基準としてどう云々と云々という議論があるのですが、これも私どもからみると非常にわからない話になつてくるのです。つまり、規則だとか、政令は役所の内部の手續の問題で、法の委任は受けていない場合ですから、したがつてそんなものがなぜ第三者に対抗できるのだろうか。まして裁判所を拘束するの

だろうか、ということの問題があるのではないかと、と思つたのです。

つまり政府と住民との関係というのは、法律でならどうこうということが言えるのだろうかと思つたのですが、それが政府自身が勝手に決めた、政令だとか、告示だとか、通達だとか、そんな種類のもので、いいとか、悪いとか決められて、そのとおりに動かされるのだとしたら、これは法の支配が存在していると言えようだろうか。日本の民主主義にとつて、重大な危機のような気がするのですが、この点、いかがでしょうか。

雄川 そういう法治主義の問題は、また一つの大問題ですが、その一般論はともかくとして……。

植田 素人と言いますか、法律を實際にやつてなくて、大学の教養で法律を学んだ程度の知識から言いますと、これはどうしても理解不可能ですね。

六 安全性についての考え方

(1) 安全性論争の土俵

雄川 一般的にそういう行政基準や通達の問題の持つ意味だとか、あるいはそれが法律制度上に占める意味の問題が一つ。もう一つは、やはり本件に限つて言へば、こういう科学上の問題について、法律的基準を書くとなると、いったいどういう書き方になるべきか、あるいはな

らざるを得ないものかどうか、そういう問題に関するわけだ。

これは、自然科学の先生方にうかがいたいとちょっと思つた点なのですが、私の理解する限りでは、本件で争われた問題というのはごく簡単に詰めてしまふと、本件原子炉ないしはその設置が安全なものであるか、安全なものではないのか、という問題が争われたようですが、そこでそういう問題について裁判所がいれば軍配を上げる場合に必要なのは、共通の土俵の上に立つて、安全側が勝つか、あるいは非安全側が勝つということを決めなければならぬ理屈になると思つたのです。ところで、こういう場合の、安全ということを言う場合に、どうもいろいろの意味があるようでして、私どもに理解し易いような言い方を使えば、例えば、絶対安全、いささかなりともそこには疑点がないという意味での安全と、それから、一〇〇パーセント安全か、と言われたらそれを保証するわけには必ずしもいえない、多少の疑点が残るけれども、しかし社会的安全と云うのでしょつか、或いは工学的安全と云うのでしょつか、許される範囲内であればそれは安全だと言つたものでは、これは安全の概念が違つたわけだ。それで、たとえば一方は、後者の考え方に立つて安全だと言つたり、片方は前者の考え方に立つて安全でないと言つたのでは、これは噛み合わない

いし、また双方が後者の立場に立って
も、その許容限度の一般的認識がちがう
と、具体的な議論も噛み合わないわけな
らぬ。

本件では、そういう意味では、基本的
には、同じ了解のうえに立って論争が行
なされたのか、それとも基本的な了解そ
のものが双方の間で違っていたのかとい
う点が、これを読んでみてももう一つよ
くわからないのです。そこいらは都甲さ
ん、どうぞご覧になりますか。

都甲 ご指摘のとおりなのです。私も
ほんとうに原告側が社会通念としての安
全性を満たしていない、と主張しておら
れるのか、あるいは、理論的、あるいは絶
対的な安全性を満たしていないと主張し
おられるのか、その辺が、これを見ても
明らかでないのです。ですが、技術的
に考えますと原子力が安全確保に努力し
ているといっても、その安全目標という
のは、あくまでも社会的な安全というこ
とになるだろうと思います。ですから、
その社会的な安全性というのは、社会通念
ですから、結局社会の選択ということに
なるのだからと思うのですが、その辺の
議論はやはりいちばん最初に明確にし
ておく必要があるのではないかと思いま
す。

下山 社会的通念での、いわゆる安全
性というのは、どういうことになるので
すか。

(2) 社会通念としての安全性

都甲 たとえば、社会がその存在を容
認している、というような意味でござい
まして、たとえば、例を飛行機にとりま
すと、飛行機ももちろん絶対安全ではな
いわけですね、事実、事故も起っており
ますので。しかし、その飛行機の存在を
容認して、その飛行機を社会が利用して
いるということは、これは曲りなりにも
社会的な安全性を満たしている、という解
釈せざるを得ないわけでございます。

下山 ただ原子炉の場合、ここで問題
になっているのは、放射能の問題が中心
です。そうするとやはりその判断という
のは、基本的に、自然科学的見地で、安
全かどうか、というほうになるのではな
いでしょうか。

都甲 それは、やはりその被害がゼロ
ではないけれど、容認できるかどうか
と、こういう議論になるわけですね、結
局は。許容レベルの考え方が……。

雄川 その点が私もちょっとわからな
かったのですが。容認できるということ
で、いま都甲さんが引かれた例をとりま
すと、それは、飛行機は絶対安全でない
というの、これはだれもが知っている
ことで、極端な言い方をすれば、飛行機
は必ず落ちる、というくらいのものでし
ょう。しかしそれだけの危険性があるか
らといって、法律は飛行機を飛ばすこと

ジュリスト増刊
行政強制 | 行政権の実力行使
の法理と実態

雄川一郎・金子忠・塩野宏・
新堂幸司・園部逸夫・広岡隆

行政強制論は、ひとり行政法学のみならず立法政策論上も実務
上も各種の重要な問題を内包している。にもかかわらず、必ず
しも一般には深く取り扱われてこなかった。本書がこの領域に
おいて一層の理解と関心を得ることに役立てば幸いである。

「行政強制」論の整理と境界——序に於て——塩野 宏
【第一章 行政強制のシステム】 I 行政強制と法律・条例の根拠 (1) 強制手段と法
律の根拠一般 (2) イ・日本の解釈学説 / 民事裁判における判決手続と強制執行
手段 / 戦後立法の基本的考え方 (3) 行政代執行法と条例 (4) 行政上の義務の履行
強制と民事上の強制執行 行政上の強制方法のある場合 / ない場合 (5) 即時強制
と条例 II 戦後の制度改革 (1) 国税徴収法の改正 (2) 警備法の制度 (3) 強制執行
法の改正問題 III 行政強制の比較法的な位置づけ (1) イ・タイプ (2) ア・タイプ (3)
日本型 IV まごめと展覧 (第2章 行政代執行の諸問題) I 代執行の対象となる義務
要件 II 違反建築物の事例 (2) 代執行の限界 (3) 引渡し義務と代執行 II 代執行の
要件 III 代執行に対する抵抗の排除 IV 代執行と第三者 V 物件の保管 VI 代執
行費用の徴収 VII 私権の変動等と代執行 VIII 実務上の諸問題 【第3章 行政代執
行以外の義務履行確保の諸問題】 I 義務履行確保の実務例 II 直接強制の諸問題
III 執行前の諸問題 IV 課徴金の諸問題 (1) 課徴金の概念 (2) 自動車に対する課徴
金 (3) 加算税 V 公表制度の諸問題 (1) 公表制度の機能・性格 (2) 公表制度と法
律の根拠 守秘義務との関連 / 公表と救済 VI 給付拒否行為 VII 展覧 【第4章
即時強制の諸問題】 I 即時強制の概念 (1) 即時強制の相手方の地位 (2) 即時強制
と直接強制の関係 (3) 即時強制における強制の手順 / 手続 (4) その性質上義務を
命ずること / 手続はその目的を達し難い場合 II 行政調査との関係 / 厚生行政
の事例 III 即時強制の実態 (厚生行政関係) (1) 即時強制の事例 (2) 行政運営上の
問題点 (1) 実力行使の意味 (2) 即時強制と罰則 (3) 民事および行政上の
比較 III 実態 (食品衛生・税務関係) IV 即時強制と令状 川崎民商事件 / 荒川民
商事件 救済手続 【第5章】 総括

B5判三四頁 九〇〇円 有斐閣

を禁じてはいない。乗る人にしてはそれだけの危険はみんな認めたりえて、飛行機を飛ばしている、という意味での、常識的な或いは法律制度的な意味での容認ということなのか、あるいは、こういう原子炉の場合に限って言いますと、それはもう理屈としては、恐らく絶対安全なものというのは、これはあり得ないことなのでしょう。ですから厳密に言えば、何パーセントかの不安定な要素は必ず残る。しかしそれは、科学的に言って、それでも安全だという意味での、許容という意味なのかというのがよくわからないのですが……。

樋田 そういうふうにおっしゃられますと、だいぶ話は違うように思うのです。つまり、都甲さんの話にして、雄川さんの話にして、住民側のほうが絶対を要求しているのだ、と言われておられるように思うのですが。

雄川 そうではなくて、私の疑問というのは、そういう意味で、共通の認識に立って、そこで議論が噛み合っているのか、あるいはその点が違うのか、或いは双方それぞれの議論の中にも違った観念が入っているのかということです。

樋田 その話ですと、むしろ国側のほうが安全に絶対に近い表現をしていますが、

たとえば、先ほどの話で、仮想事故の話なのですが、雄川さんはよくわからない

いと言われましたが、判決で言われている炉心溶融の問題で議論している問題、炉心溶融などはしないのだ、という前提でやっているのだ、という形で、それから先はないことになって、審査をしないわけですね。また、地震による事故は考えないとか、いくら大きい地震が起きても大丈夫なように作ってあるのだ、とこの判決にも書いてありますね。

つまりそういう話をなさっているのはどちらかと言えば、国側の話であって、住民側のほうは、そうは言うけれども、もっとちゃんと審査してくれなければ困るのではないかとこのように言っているように思うのです。

それと、先ほどの、社会的に容認されたとと言われるのですが、社会的に容認されるについては、社会的に容認されるだけの実績が必要なのですね。つまりどのくらい危険なものがわからない間は、社会的に容認されるということもないわけなのです。もう一つは、社会的な容認というのは、社会的に利益があるということになるのでしょうか、この点について、この問題では、原子力でなければならぬ、ということはまだ誰れも証明していませんね。

つまり四国電力のこの事件についてみても、四国電力が出している書証、つまり原子力の必要性の書証というのは、せいぜい「我国エネルギー問題の長期展

望」というような市販されている本類だけですね。つまり四国電力として、どうしても原子力が必要なのだ、という証明をなさっていない。そういうことになる、必要の程度、原子力でなければならぬのか、ということも含めて、必要の程度がはっきりしない。害の程度もはっきりしない。それにもかかわらず、事実行為だけ、原子炉を建てて運転するという事実行為だけ進行している。

七 原子力利用と子孫への影響

(1) 利益と被害のバランス

樋田 さらにその議論の中でいちばん大事な点で抜けているのは、これは原告側、住民側にしてもそうなのですが、われわれの子供や孫たちの問題が抜けている。つまり、原子力を利用して、われわれが仮りに利益を得たとする、しかし原子力を利用した結果眞の被害者は子孫なわけなのです、子供たちなわけです。原子炉の廃炉を始末するのも子孫です、そのほかの汚物の処理をしなければならぬのも子孫です、もう一つ、遺伝的障害を受けるのも子孫です。しかも害だけ受けて、利益はない。いま原子炉で出てくる電力は、いまの時代ですべて使ってしまうわけですから。そうすると、これはいかに利益と被害とをバランスさせて、と言っても、バランスのしよりの

ない人たちが、われわれの子供や孫たちなのです。そうなったときにやはりその子供たちの利益を守るために、親権者としての訴えができるのかどうか。つまりこのところの問題が、これからの問題として、非常に大事になってくるように思うのです。

つまりいままで言われている利益と被害とのバランスなんていうものが通用しない領域での議論ではないかと思うのです。ですから先ほどの安全の問題、絶対安全の問題とかというのは、何かわれわれだけの、自分たちだけのことを考えているのではないだろうか、という気がして仕方がないのです。

(2) 原子力発電のリスク

都甲 その点で二、三お答えします。まず原子力であればいかんか、ということ証明するのは、ちょっと疑問に思うわけです。つまりもし社会として、電気がほしいということになりますと、いろいろな電気を起こす方法があります、いろいろな電気を起こす手段、それがやはりリスクがあるわけです。それを全部比較してみまして、それらに比べて原子力のほうがもし小さければ、十分社会が容認できる、という立場もとれるかもしれません。

ですから、原子力は絶対いるんだ、という証明をする必要があるかどうかとい

うのには、私はちょっと疑問があるので

あとの、発電の手段に対するリスクの評価というのは、これはいろいろな点で、たくさん文献が出ていることはご承知だろうと思います。これはたぶんいままでの研究結果ですと、天然ガスを使うのに次いで、原子力がリスクが小さい、二番目に小さいというのは、ご存じだと思います。しかも一番大きいのは、石炭で、その次が火力とか、地熱その他も全部評価してございます。社会に対するリスクの評価です。そういたしますと、原子力と天然ガスが際立って小さいという結果が得られていると思います。

植田 それは、どういう計算ですか。都甲 それはいろいろな文献に出ています。植田 原子力を推進しようとする人たちが原子力は安全だと言っている文献があるのは知っていますが、しかし、原子力について、いま私たちが提起した問題は、現実の放射能の被害ということの問題もさることながら、それが子孫に与える問題というのは、そこの中には、全然含まれていないのではないですか。

都甲 子孫に与える問題に対する考え方としては、これもご承知だと思いますが、いま考えております放射線、ICRPと言いますが、国際的に勧告されています放射線の線量限度とか、そういう

う考えの中には、当然遺伝的な影響も含めて勧告が出されているということは、もうご承知だろうと思います。

また現在の原子力発電所で考えております、たとえば一年間に五ミリレムとか、そういう線量は、当然これは遺伝的な影響も含めて容認できるといふふうに解釈しているわけです。

植田 それは、そういうふうな解釈なさるのは勝手ですが……。都甲 理由を申しますと……。雄川 まさにこの裁判で争われたような安全問題の実体問題になってきたようですが、これを論じるとどうして短い時間内では、両先生お互に納得いくような結論は出ないと思います。またそこに本件の問題が激しく争われた理由もあるのでしょうか。本席では、そういう問題点が出てきたということで我慢せざるを得ないように思います。

八 科学裁判の困難性

雄川 最後に、この判決についていろいろな見方があるかと思いますが、本件はなんと言いますか、科学裁判と言いますか、科学事件の裁判についての一つの典型的な例ですし、また見ようによっては、その限界を出したような事件のよ

関係と言いますか、あるいは科学者の立場としては、裁判所にどういうことをお望みになるか、あるいはこういうことはいったい裁判所としてできることだろうか、というふうな疑問があたりでしょう。また法律家としては、法律家の見方がおありだと思えますので、そこいらのことを一言ずつおっしゃっていただいで、締めくくりにさせていただきますと思います。

(1) 証拠から真実を見出す裁判

植田 まずこの裁判で、いろいろな議論があった中で、科学に対しては、裁判官は素人だと言われるのですが、いわゆる専門家といっても、最初も誰でも素人から出発するわけです。ですから裁判長も四年間余も勉強すれば、相当の素人になってはいるはずなのです。ところがこの裁判では前後四人裁判長が替っている。裁判官人事で最高裁が介入した。つまり

せっかく証拠調べをやった村上裁判長が、結審のちょっと前にお辞めになっていく。つまりどういいう争いがあったのか、ということについて、自分の耳で聞いた裁判長がいなくなってしまう。ということになれば、これではやはり素人裁判官ということにならざるを得ない。特に、最後の柏木裁判長は、着任後すぐ判決文を書く作業に入っている。科学裁判をやる限りは、少なくとも自分が専門

ジュリスト500号記念特集

判例展望

——判例理論の再検討——

□法律学の各分野における重要な論点90項目について、最高裁の判例を中心として、判例法がとっている理論がどうであったか、どのように動いてきたか、学説との関連で、どう評価すべきか、また、どうあるべきか、を徹底的に再検討する画期的な総合判例研究。

□定価1300円 B5判592頁

家になるのだという意識でやる必要があるのに、こんなに簡単に首のすげ替えをされたのでは、たまったものじゃないだろうと、こんな気がするのです。

もう一つは、科学裁判においては、やはり証拠の中から真実を見出すことが不可能の場合があるだろうと思います、すべてがそうだとはいえませんが、ですから証拠の中から真実を見出せるときには、素直に見出して、証拠の中から真実が見出せないときには、素直に見出せないということをやったうえで、それでなおかつ合理的な、つまり法に照らして、違法があるのかないのか、という点で、裁判をしてくれればいいので、つまり無理をなさんと今回のような詭弁だらけの裁判になってしまうのではないだろうか、とそんな気がするのです。

(2) 社会的安全基準の設定

都甲 私は、今度の裁判が、従来の科学問題の裁判といちばん違うのは、やはり危険の可能性についての訴訟だったと思うのです。実際に被害が起こった例というのは、世界中でまだ一つもないわけですから、それで裁判所としても非常に判断に苦しめたのではないか、という気がするのです。

今後とも、この原子力だけに限らず、いろいろな問題に関して、高度の文明社会になるに従いまして、万一の場合の被

害が相当大きいというケースがいくらでも出てくると思うのです。たとえば、飛行機にしましても飛行機がメーデーの会場に落ちたらどうなるかとか。確率は非常に小さいのですが、万一そういうことが起こりますと、かなり大きな被害になるというのは、いろいろな場合に出てくると思うのです。それは結局どういうふうに判断するかという点、やはりどのくらい安全なら、社会が安全と認めるか。先ほどございました社会通念としての安全性と言いますが、それに対して、やはり裁判所が、いつかの時点で判断を下していただかないと、いつまでたってもこの安全論争というのは尽きないのではないか、という気がいたしますが、たいへん難しい注文かもしれません。

(3) 自然科学による安全基準の確立

下山 法律上いろいろの点について興味を惹きますが、とくに安全問題というもの、もろもろの形態で最近訴訟になっているだけに注目いたします。しかしこの訴訟では、最近のほかの安全性に関する判決と違って、一つ新しい点を付け加えました。それは、「許可処分の違法性を主張するものが、当該原子炉の危険性、換言すればその安全に関する判断の不当性を立証すべきである」との結論を導くものではないか、「原則として被告(政府側)の立証すべき事項」と強調

している点です。これは非常に注目に値する指摘だろうと思っております。

ただし、裁判所が行なった判断がこの一般原則にしたがっているかという点になると、非常に疑問に感じます。

振り返ってみますと、やはり安全性に関する問題というのは、非常に高度の専門技術的な問題を含んでおりますので、なかなか自然科学に素人の裁判官の判断にはなじまない要素もっていることは事実です。この安全性に関する問題は、理想的に言えば、すぐれて行政手続、事前手続を完備しない限りは、克服し難い問題だろうと思っております。これはほかの分野で安全性の問題にタッチしております。まず自然科学者の間で、安全性に関して、見解の相違を煮詰めてもらいたいという気にもなります。まさに人間の生存ということに関連することなので、そこに原点に置きながら、自然科学者の間でもっと対立を煮詰めてもらわないと困るようになっています。どうしても法律家というものは、自然科学の争いに対しては一定の限界がありますので、まず自然科学者間で結論をうる手続を介在させない限りにおいては、素人の裁判官では判断が困難になってまいります。

しかし、そういう手続が保障されていない状態にあるとき、裁判官が自然科学的な争点についても、判断を差し控え

て、行政庁の判断をストレートに尊重することになるかといえ、それはなりません。やはり人間の存在の原点にかかわる安全ということを理由にして訴えてきたときには、裁判官にとっては非常に苦しいかも知れませんが、両者の主張を聞いて判断を回避することはできません。

そこで基本的にはまず行政手続において、しかも広く自然科学者の協力を求め、行政の事前手続の過程で争点を煮詰めるのを理想とし、その手続がないときには、人間の安全性に関する問題だけに裁判所自ら人間の安全を侵すか否かという点につき科学判断をもしなければならぬ。しかもこの場合には、自然科学者の知識というものを、最大限に活用し、しかしその中で人間の安全を確保する観点で合理的な判断を裁判所自らさぐるなければならぬということになるでしょう。この過程は、裁判官にとって非常に酷であるけれども、回避することのできない過程ではないかという気がします。

今回の判決では、行政庁の判断過程で、合理的な事前手続が保障されていない以上、裁判所自らその内容にまで立ち入って判断する過程を踏もうとした点は評価しえますが、その判断がはたして合理的なものとして検証にたえうるかどうか疑問に思われます。

雄川 お忙しいところ、長時間にわたりたいへんありがとうございます。